

HERMÈS

HERMÈS JAPON CO., LTD.

HEAD OFFICE: 4-1, GINZA 5-CHOME, CHUO-KU, TOKYO 104-0061, JAPAN TEL.03-3569-3611 - FAX.03-3569-3612
OSAKA OFFICE: 12F, DAIICHI-SEIMEI BLDG., 8-17, UMEDA 1-CHOME, KITA-KU, OSAKA 530-0001, JAPAN TEL.06-6343-0181 - FAX.06-6343-0182

内閣官房知的財産戦略推進事務局 殿

エルメスジャパン株式会社

意見書

2004年1月27日

私共、エルメスジャパン株式会社は、フランス国エルメス・アンテルナショナル社の100%子会社であり、日本におけるエルメス商品の独占販売権を有すると共に、エルメス・アンテルナショナル社が有する知的財産権の日本における唯一の使用権者であります。

その上で、「(社) ユニオン・デ・ファブリカン」「(財) 日本関税協会知的財産情報センター (CIPIC)」、並びに「コルベール委員会」等に加盟し、積極的に日本における知的財産権の保護活動に努めているものであります。

今回、弊社としまして、下記の問題提起を行うとともに、意見を述べさせていただきます。

並行輸入の位置づけの明確化

1. 輸入者に対し、商品が真正品であることの立証責任の義務化

2. 適正価格での輸入申告の証明の強制

まず、明記しておきたいことは、弊社としましても並行輸入は現法制化で認められている取引形態の1つであると認識しております。

しかしながら、既にご承知の通り 2003 年 10 月に放映された NHK「クローズアップ現代」にもあるとおり、「並行輸入」と称して不正な形での商品の流入が発生しております。これについては、国自体も大変な損失を被っているのではないのでしょうか。

更に、模倣品問題の1つとして、「並行輸入」と称して輸入されてくる模倣品もあります。これらの模倣品で被害を受けている消費者は少なくないと思います。

これらの要因として、最近における「並行輸入」の不透明化といえるのではないのでしょうか。

本来は「正規代理店から購入している同一の商標を付した商品を輸入する行為」が並行輸入であったにもかかわらず、現在は何社にもわたる仲介業者を経る中、商品の流通ルートが不透明となり、正規代理店が本当に商品の出所なのかどうかの判断は難しくなっております。また、仲介業者による偽造インボイスの作成により、本来の価格とは異なる価格を記載するという不正行為が起り得ます。

これにより、国、消費者、権利者が様々な形で被害を受けていることは明白であり、これを利用して不正な利益をあげている並行輸入業者が存在することは、権利者としても極めて遺憾であります。

もっと、輸入者に対し、商品が真正品であることの立証責任を取らせる、また本来あるべき価格での輸入申告であることの何らかの証明を強制する等、「並行輸入」を不正に利用し、利益をあげる行為を阻止し、本来あるべき形での「並行輸入」というものにベクトルを変えていく見直しを取って頂きたいと思えます。

他国における並行輸入という位置づけに関しまして、ご存知ではあるとは思いますが、欧州では並行輸入に関しては、

「EU 域内での商標権の消尽が認められているものの、域外での国際消尽は認められない」

とし、基本的に、EU加盟国以外からの並行輸入は禁止されており、商標権侵害としての差し止め要求が可能となります。

欧州における国際消尽反対論をみると、

1. 国際消尽によって権利所有者の所得が減少し、真正品への投資が少なくなる。
結果、真正品の供給が減少する
2. 並行輸入の許容によって、職場喪失、とりわけヨーロッパにおけるブランド品あるいは繊維産業等で職場が失われる危険性がある
3. 無体財産権の機能が事実上妨げられるだろう
等あげられております。

もちろん、賛成論もあり、これは特に

1. 並行輸入を認めることにより自由競争が促され、価格面での消費者保護が改善される
2. 国際取引の自由化に貢献できる
等があげられます。

更に、アメリカでは、内外権利者の同一性、及び内外品質の同一性について極めて厳格であります。

これらの位置づけは、ある意味で知的財産権を保護し、権利者の営業上の信用を確保することにより、経済の活性化を目指しているものであります。それにより、各権利者も消費者、需要者の保護を確立する努力を行っているのです。

日本において、クリーン、且つスムーズな経済活動を行う上でも、今ある「並行輸入」の実態は改善されるべき問題の1つと考え、本書面にてこの問題についても提起させていただきました。この問題につきましてもご検討されますことをお願い申し上げます。